つがる市移住者マイホーム応援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、本市の定住人口の増加及び地域の活性化に資するため、市外から転入し、市内に定住する意思をもって住宅を取得する世帯に対し、予算の範囲内において助成するつがる市移住者マイホーム応援事業補助金(以下「補助金」という。)について、つがる市補助金等の交付に関する規則(平成17年つがる市規則第49号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、建築基準法(昭和25年法律第201号)、 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)及び都市計画法(昭和43年法律第100号)の例による もののほか、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - (1) 転入者 事業計画認定申請時において、転入直前2年以上市外に住んでいる転入予定者又 は転入してから1年以内の者をいう。
 - (2) 家賃補助受給者 つがる市子育て・若年夫婦世帯移住応援事業補助金交付要綱(平成28年 つがる市告示21号)の規定により家賃補助金の交付を受けた者(交付期間終了後3年以内の 者で、引き続き市内に在住する者に限る。)又は受けている者をいう。
 - (3) 住宅 市内において、自らが居住するための一戸建ての住宅(併用住宅及び建売住宅を含む。)をいう。
 - (4) 併用住宅 居住部分と居住以外の部分を併せ持つ住宅のうち、居住以外の部分の床面積が 50平方メートル未満かつ延床面積の50パーセント未満のものをいう。
 - (5) 住宅取得 住宅の建築又は購入をいう。
 - (6) 新築住宅 築1年以内の住宅で入居履歴のないものをいう。
 - (7) 中古住宅 新築住宅以外の住宅をいう。
 - (8) 中古住宅のリフォーム工事 中古住宅の購入にあたって施工する修繕や増改築の工事で、要する費用が30万円以上(消費税額を除く。)の工事をいう。
 - (9) 子育て世帯 交付申請時点で義務教育終了前の子を養育している世帯をいう。

(補助対象世帯)

- 第3条 補助金の交付を受けることができる者は、転入者及び家賃補助受給者の世帯であって、次の各号のいずれにも該当する世帯(以下「補助対象世帯」という。)とする。
 - (1) 市内に住宅取得をした住宅の所有者で、事業計画認定申請時点で満45歳以下かつ事業実績報告までに当該住宅に入居するものであること。
 - (2) 世帯全員が、税を滞納していないこと。
 - (3) 自治会に加入していること。
 - (4) 5年以上定住する意思を持っていること。
 - (5) 公共工事等に伴う移転補償で住宅取得する者でないこと。
 - (6) 世帯員に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有し、若しくは社会的に非難される関係を有する者が含まれていないこと。
 - (7) この告示による補助を受けたことがない世帯

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、住宅取得費用が50万円以上(消費税額を除く。)であるものに対し、次の表に掲げるそれぞれの補助率を乗じて得た額とする。ただし、千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とし、その額がそれぞれの限度額を超えた場合はその限度額とする。

区分	補助率	限度額
転入者	10%	60万円
家賃補助受給者	10%	40万円

- 2 義務教育終了前の子1人につき10万円を前項の額に加算する。ただし、その限度額を30万円とする。
- 3 市内に本店を有する建設業者等(個人事業者を含む。)に施工を依頼した新築住宅工事、中古住宅のリフォーム工事をした場合及び市内に本店を有する宅地建物取引業者から住宅を購入した場合にあっては、第1項の額に10万円を加算するものとする。

(事業計画の認定申請)

- 第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、当該補助金に係る事業 計画認定申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出し、補助金の交付の対象 となる計画である旨の認定を受けなければならない。
 - (1) 移住者マイホーム応援事業補助金調書(別紙1)
 - (2) 移住者マイホーム応援事業補助金額算出表(別紙2)
 - (3) 見積書の写し
 - (4) 付近見取図、配置図、各階平面図及び求積表
 - (5) 世帯全員の住民票の写し
 - (6) 税に滞納がないことを確認できる書類
 - (7) 定住確約書(様式第2号)
- 2 認定申請は、原則として住宅の建築工事の着工前又は住宅の購入契約の前に行わなければならない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、認定申請をすることができない。
 - (1) 現在居住している市区町村の税を滞納している者
 - (2) 建築基準法、都市計画法その他本市の条例等の規定により受けた必要な措置を講ずるための 指導又は勧告に従っていない者で、当該指導又は勧告に従わないことにつき正当な理由がない と市長が認めるもの
 - (3) 前2号に掲げる者のほか、補助金の交付をすることが不適当であると市長が認める者 (認定の通知)
- 第6条 市長は、前条第1項の規定による事業計画の認定申請があったときは、その内容を審査し、 補助金を交付すべき対象となる計画であると認定したときは、速やかに、事業計画認定通知書(様 式第3号)により通知するものとする。

(認定計画の変更)

第7条 申請者は、前条の規定に基づき認定を受けた事業計画(以下「認定計画」という。)を変更しようとするときは、変更の生じた日から14日以内に事業計画変更承認申請書(様式第4号)を提出し、市長の承認を受けなければならない。

(認定計画の中止又は廃止)

- 第8条 申請者は、第6条の規定による認定の通知があった日以後において、認定計画を中止しよ うとするときは、事業中止届(様式第5号)を市長に提出しなければならない。 (認定の取消し)
- 第9条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取消すことができる。
 - (1) 偽りその他不正な手段により事業計画の認定を受けたとき。
 - (2) 認定計画と異なる建築工事を行ったとき。
 - (3) 認定を受けた日以後において、第5条第3項各号に該当する者になったとき。

- (4) 認定の通知があった日から3月以内に認定計画の事業に着手しないとき。 (補助金交付の申請及び実績報告)
- 第10条 申請者は、事業完了の日から起算して1月を経過した日又は事業完了の日の属する会計年度の3月20日のいずれか早い日までに、補助金交付申請書兼実績報告書(様式第6号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。
 - (1) 移住者マイホーム応援事業補助金調書(別紙1) (事業計画認定申請時から変更のあった場合に限る。)
 - (2) 移住者マイホーム応援事業補助金額算出表 (別紙2)
 - (3) 建築基準法第7条第5項若しくは同法第7条の2第5項に規定する検査済証の写し又は住 宅の登記事項証明書
 - (4) 入居後の世帯全員の住民票の写し
 - (5) 工事請負契約書又は売買契約書等の写し
 - (6) 補助対象物件の外観写真
 - (7) 中古住宅のリフォーム工事に係る加算を受ける場合は当該工事に係る工事請負契約書、工事 見積書の写し及び施工部分の写真
 - (8) 自治会加入証明書(様式第7号)
- 2 前項の規定にかかわらず、第5条第3項各号に掲げる者は、第1項の交付申請をすることができない。

(交付決定等)

- 第11条 市長は、前条の規定による補助金の交付申請があったときは、当該交付申請に係る書類等の審査及び必要に応じて申請者、施工業者等に報告を求め、又は現地調査等を行い、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の交付決定及び額の確定をし、申請者に対し補助金交付決定通知書兼額確定通知書(様式第8号)により通知するものとする。
- 2 市長は、前項に規定する通知の後、申請者から提出される補助金請求書(様式第9号)に基づき、補助金を交付するものとする。

(補助金の交付の取消し)

- 第12条 市長は、補助金の交付決定又は交付を受けた申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、これを取り消すことができる。
 - (1) 偽りその他不正の手段により、補助金の交付決定又は交付を受けたとき。
 - (2) 補助金の交付の決定内容、これに付した条件、法令若しくはこの要綱に違反したとき、又は市長の処分に違反したとき。

(補助金等の返還)

- 第13条 市長は、申請者が前条の規定により補助金の交付を取り消されたときは、既に支払われた 補助金の一部又は全部について、期限を定めてその返還を請求することができる。
- 2 前項の規定により補助金の返還の請求を受けた申請者は、当該補助金を市長が定める期限までに返還しなければならない。

附則

- この告示は、平成28年4月1日から施行する。 附 則
- この告示は、平成30年4月1日から施行する。 附 則
- この告示は、令和2年4月1日から施行する。 附 則
- この告示は、令和3年4月1日から施行する。